

## 第 2 種 法 令

## 放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：10:00～11:15（1 時間 15 分）

2 問題数：五肢択一式 30 問（60 点満点）（16 ページ）

## 3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、本人確認書類（原本）、鉛筆又はシャープペンシル、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。また、アラーム機能の付いた時計は、設定を解除しておいてください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。  
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、すべての課目の解答を無効とし、試験室からの退出を命じます。また、試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失ったものとみなし、すべての課目の解答を無効とします。

## 4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1 つの問いに対して、1 つだけ選択（マーク）してください。2 つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『 』内の文章は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（ ）つきの算用数字で表す。条文は問に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを 1つだけ 選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

**問1** 放射性同位元素等規制法の目的に関する次の文章の  ～  に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第1条 この法律は、原子力基本法にのっとり、放射性同位元素の使用、、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、及びを防護して、の安全を確保することを目的とする。』

| <input type="text" value="A"/> | <input type="text" value="B"/> | <input type="text" value="C"/> |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 販売、賃貸                        | 特定放射性同位元素                      | 公共                             |
| 2 保管、運搬                        | 特定放射性同位元素                      | 放射線業務従事者                       |
| 3 保管、運搬                        | 特定放射性同位元素                      | 公共                             |
| 4 保管、運搬                        | 放射線施設に立ち入る者                    | 放射線業務従事者                       |
| 5 販売、賃貸                        | 放射線施設に立ち入る者                    | 公共                             |

**問2** 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 1個当たりの数量が10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを業として販売しようとする者は、販売所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 1個当たりの数量が下限数量の1,000倍を超える密封された放射性同位元素であつて機器に装備されていないもののみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- C 表示付特定認証機器のみを認証条件に従つて使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付特定認証機器ごとに、使用の開始の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 1個当たりの数量が下限数量を超え、下限数量の1,000倍以下の密封された放射性同位元素であつて機器に装備されていないもののみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 ACDのみ      2 ABのみ      3 ACのみ      4 BDのみ      5 BCDのみ

**問3** 密封された放射性同位元素のみの使用の許可を受けようとする者が、原子力規制委員会に提出する申請書に記載しなければならない事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- B 使用の目的及び方法
- C 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力
- D 廃棄の方法

1 ABCのみ      2 ABDのみ      3 ACDのみ      4 BCDのみ      5 ABCDすべて

**問4** 放射線測定器の校正検査を使用の目的として、100メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した照射装置1台のみを使用している者が、事業所内において使用の場所を追加し、同じ使用の目的で100メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した照射装置1台を新たに使用することとなった。ただし、当該照射装置の種類、型式及び性能は、同一のものとする。この場合、あらかじめ、原子力規制委員会に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものはどれか。なお、コバルト60の下限数量は、100キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

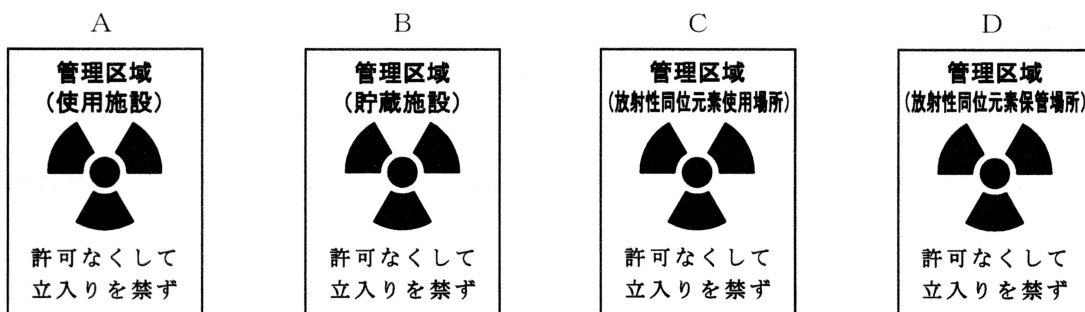
- 1 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。
- 2 届出使用に係る使用の場所の一時的変更の報告をしなければならない。
- 3 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 4 許可使用に係る変更の許可の申請をしなければならない。
- 5 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。

**問5** 表示付認証機器届出使用者が、変更の日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- B 使用の目的及び方法
- C 表示付認証機器の使用をする施設の位置、構造及び設備
- D 使用の場所

- 1 A B Cのみ      2 A Bのみ      3 A Dのみ      4 C Dのみ      5 B C Dのみ

**問6** 次の標識のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は産業標準化法の日本産業規格によるものとし、その大きさは放射性同位元素等規制法上で定めるものとする。



- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問7** 貯蔵施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
- B 貯蔵施設の周辺には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
- C 貯蔵室には、放射性同位元素を入れる耐火性の容器を備えること。
- D 貯蔵箱は、耐火性の構造とすること。

- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問8** 許可使用者の変更の手続きに関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 法人の代表者の氏名を変更したときは、変更の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 法人の名称を変更したときは、変更の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 法人の住所を変更したときは、変更の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 変更の許可を要しない軽微な変更をしたときは、変更の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問9** 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第9条 法第10条第6項に規定する政令で定める放射性同位元素の数量は、密封された放射性同位元素について、Aベクレルを超えない範囲内で放射性同位元素のBに応じて原子力規制委員会が定める数量とし、同項に規定する政令で定める放射性同位元素の使用のCは、次に掲げるものとする。

- (1) 地下検層
- (2) 河床洗掘調査
- (3) 展覧、展示又は講習のためにする実演
- (4) 機械、装置等の校正検査
- (5) 物の密度、質量又は組成の調査で原子力規制委員会が指定するもの』

|   | <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">A</span> | <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">B</span> | <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">C</span> |
|---|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 3 テラ                                                            | 種類                                                              | 目的                                                              |
| 2 | 5 テラ                                                            | 種類                                                              | 方法                                                              |
| 3 | 3 テラ                                                            | 種類                                                              | 方法                                                              |
| 4 | 3 テラ                                                            | 化学形等                                                            | 方法                                                              |
| 5 | 5 テラ                                                            | 化学形等                                                            | 目的                                                              |

**問10** 次のうち、許可使用者が変更の許可を受けようとするときに、申請書の正本に添えなければならない書類として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

A 法人にあつては、登記事項証明書

B 変更に係る使用の場所及び廃棄の場所の状況、管理区域、標識を付ける箇所並びに縮尺及び方位を付けた平面図

C 工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面

D 変更の予定時期を記載した書面

- 1 AとC            2 AとD            3 BとC            4 BとD            5 CとD

**問11** 次のうち、特定設計認証を受けることができる放射性同位元素装備機器として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。なお、これらの機器はその表面から10センチメートル離れた位置における1センチメートル線量当量率が1マイクロシーベルト毎時以下であるものとする。

A 煙感知器

B 熱粒子化式センサー

C エアロゾル中和器

D ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ

- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問12** 表示付認証機器又は表示付特定認証機器の販売等に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第12条の6 表示付認証機器又は表示付特定認証機器を販売し、又は賃貸しようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器に、認証番号（当該設計認証又は特定設計認証の番号をいう。）、当該設計認証又は特定設計認証に係る使用、A 及び B に関する条件（以下「認証条件」という。）、これを C しようとする場合にあつては第19条第5項に規定する者にその C を委託しなければならない旨その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。』

|   | <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">A</span> | <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">B</span> | <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">C</span> |
|---|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 販売又は賃貸                                                          | 運搬                                                              | 廃棄                                                              |
| 2 | 保管                                                              | 廃棄                                                              | 所持                                                              |
| 3 | 販売又は賃貸                                                          | 廃棄                                                              | 所持                                                              |
| 4 | 保管                                                              | 運搬                                                              | 所持                                                              |
| 5 | 保管                                                              | 運搬                                                              | 廃棄                                                              |

**問13** 使用の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合には、使用後直ちに、漏えいがないことを目視により点検し、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出ること。
- B 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線取扱主任者の指示に従わせること。
- C 放射性同位元素使用室においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに放射性同位元素使用室から退出しないこと。
- D 使用施設又は管理区域の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

- 1 ACDのみ      2 ABのみ      3 BCのみ      4 Dのみ      5 ABCDすべて

問14 使用の技術上の基準に関する次の文章の  ～  に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第15条

(3)  の線量は、次の措置のいずれかを講ずることにより、実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

イ  を用いることにより放射線の遮蔽を行うこと。

ロ  等を用いることにより放射性同位元素又は放射線発生装置と人体との間に適当な距離を設けること。

ハ 人体が放射線に被ばくする時間を短くすること。』

| <input type="text" value="A"/> | <input type="text" value="B"/> | <input type="text" value="C"/> |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 一時的立入者                       | 防護壁その他の障壁                      | 柵、縄張り                          |
| 2 一時的立入者                       | 遮蔽壁その他の遮蔽物                     | 柵、縄張り                          |
| 3 管理区域に立ち入る者                   | 遮蔽壁その他の遮蔽物                     | 遠隔操作装置、かん子                     |
| 4 放射線業務従事者                     | 遮蔽壁その他の遮蔽物                     | 遠隔操作装置、かん子                     |
| 5 放射線業務従事者                     | 防護壁その他の障壁                      | 柵、縄張り                          |

問15 保管の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

A 貯蔵箱について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。

B 貯蔵箱は、周囲の温度の範囲において、破損等の生じるおそれがないこと。

C 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

D 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問16** L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 開封されたときに見やすい位置（当該位置に表示を有することが困難である場合は、放射性輸送物の表面）に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。ただし、原子力規制委員会の定める場合は、この限りでない。
- B 材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。
- C 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であること。
- D みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。

- 1 AとB            2 AとC            3 BとC            4 BとD            5 CとD

**問17** 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。ただし、中性子線による被ばくはないものとする。

- A 線量が最大となるおそれのある部分が、頭部及びけい部から成る部分である場合、当該部分のみについて、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。
- B 線量が最大となるおそれのある部位が、大たい部である場合、胸部について測定することとされる男子にあっては、大たい部のみについて、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。
- C 線量が最大となるおそれのある部位が、手部である場合、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定する。
- D 線量が最大となるおそれのある部位が、腹部である場合、腹部について測定することとされる女子にあっては、当該部位のみについて、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。

- 1 AとB            2 AとC            3 BとC            4 BとD            5 CとD

**問18** 次の記述のうち、外部被ばくによる線量の測定の結果について、集計し、集計の都度、記録しなければならない期間として放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 4月1日を始期とする1年間
- B 男子にあっては、毎月1日を始期とする1年間
- C 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間
- D 本人の申出等により許可届出使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、出産までの間毎月1日を始期とする1年間

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問19** 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、放射性同位元素の使用を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 届出使用者は、放射線障害予防規程を変更したときは、変更の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 届出販売業者（表示付認証機器のみを販売する者に限る。）は、販売の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 届出賃貸業者から放射性同位元素の運搬を委託された者は、委託された運搬を行う前に、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 ACDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 BDのみ    5 BCDのみ

**問20** 放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）の健康診断の方法に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断のうち、放射線の被ばく歴の有無についての問診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- B 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断のうち、末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率に関する検査は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- C 管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行う健康診断のうち、眼についての検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- D 管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行う健康診断のうち、皮膚についての検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。

- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問21** 許可使用者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目のうち、放射線施設の点検に関する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 点検の実施方法
- B 点検を行った者の氏名
- C 点検に使用した機器の名称
- D 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

- 1 ACDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 BDのみ    5 BCDのみ

**問22** 合併等に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 許可使用者である法人の合併の場合（許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が存続するときを除く。）において、当該合併について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可使用者の地位を承継する。
- B 届出使用者である法人の分割の場合（当該届出に係る貯蔵施設を承継させる場合に限る。）において、分割により貯蔵施設を承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。
- C 表示付認証機器届出使用者である法人の分割の場合（当該届出に係るすべての表示付認証機器を承継させる場合に限る。）において、分割により当該表示付認証機器を承継した法人は、表示付認証機器届出使用者の地位を承継することができる。
- D 届出販売業者である法人の合併の場合（届出販売業者である法人と届出販売業者でない法人とが合併する場合において、届出販売業者である法人が存続するときを除く。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、届出販売業者の地位を承継することができる。

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問23** 密封された放射性同位元素（表示付認証機器等に装備されているものを除く。）の譲渡し、譲受け等の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、その許可証に記載された種類の放射性同位元素を、その許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受けることができる。
- B 届出使用者は、その届け出た種類の放射性同位元素を、輸出することができる。
- C 届出販売業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を、輸出することができる。
- D 届出賃貸業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を、許可使用者に貸し付けることができる。

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問24** 所持の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合
- B 届出販売業者がその届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持する場合
- C 表示付認証機器等について認証条件に従った使用、保管又は運搬をする場合
- D 許可を取り消された許可使用者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、許可を取り消された日から30日間、所持する場合

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問25** 次のうち、所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときに、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない者として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表示付認証機器使用者
- B 届出使用者
- C 表示付認証機器使用者から運搬を委託された者
- D 届出賃貸業者

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問26** 危険時の措置に関する次の文章の〔A〕～〔C〕に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第33条 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、〔A〕のおそれがある場合又は〔A〕が発生した場合においては、直ちに、原子力規制委員会規則で定めるところにより、〔B〕を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を〔C〕に通報しなければならない。』

|   | 〔A〕   | 〔B〕    | 〔C〕        |
|---|-------|--------|------------|
| 1 | 放射線障害 | 取扱いの制限 | 原子力規制委員会   |
| 2 | 放射線障害 | 応急の措置  | 警察官又は海上保安官 |
| 3 | 紛失等   | 応急の措置  | 警察官又は海上保安官 |
| 4 | 紛失等   | 取扱いの制限 | 警察官又は海上保安官 |
| 5 | 放射線障害 | 応急の措置  | 原子力規制委員会   |

**問27** 次のうち、第2種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者として選任することができる者として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 5テラベクレルの密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- B 密封されていない放射性同位元素のみを販売する届出販売業者
- C 10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- D 密封された放射性同位元素のみを賃貸する届出賃貸業者

- 1 AとB      2 AとC      3 BとC      4 BとD      5 CとD

**問28** 放射線取扱主任者に放射線取扱主任者定期講習を受けさせなければならない者として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 密封された放射性同位元素のみを使用している許可使用者
- B 表示付認証機器及び密封された放射性同位元素を業として賃貸している届出賃貸業者
- C 表示付認証機器届出使用者
- D 表示付認証機器のみを業として販売している届出販売業者

1 ABCのみ      2 ABのみ      3 ADのみ      4 CDのみ      5 BCDのみ

**問29** 密封された放射性同位元素を研究のためのみに使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が疾病のため緊急入院をすることになった。当該放射線取扱主任者がその職務を行うことはできないが、放射性同位元素の使用を継続することとした。この入院期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 入院の期間が30日間であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から10日後に、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- B 入院の期間が10日間であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出を行わなかった。
- C 入院の期間が30日間であったので、放射線取扱主任者免状を有していない医師を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から20日後に、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- D 入院の期間が3日間であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。

1 ABCのみ      2 ABのみ      3 ADのみ      4 CDのみ      5 BCDのみ

問30 許可届出使用者等の責務に関する次の文章の  ～  に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第38条の4 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を  ）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、この法律の規定に基づき、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、 及び特定放射性同位元素の防護に関し、業務の  、 の充実その他の必要な措置を講ずる責務を有する。』

|   | <input type="text" value="A"/> | <input type="text" value="B"/> | <input type="text" value="C"/> | <input type="text" value="D"/> |
|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 含む                             | 放射性同位元素                        | 継続                             | 放射線障害予防規程                      |
| 2 | 含む                             | 放射線障害の防止                       | 遂行                             | 放射線障害予防規程                      |
| 3 | 含む                             | 放射線障害の防止                       | 改善                             | 教育訓練                           |
| 4 | 除く                             | 放射性同位元素                        | 改善                             | 放射線障害予防規程                      |
| 5 | 除く                             | 放射性同位元素                        | 継続                             | 教育訓練                           |